

議案第74号

登別市議会会議規則の一部改正について

登別市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月25日提出

登別市議会議員 宮 武 祥 子

登別市議会議員 天神林 美 彦

登別市議会議員 若 木 康 夫

登別市議会議員 足 立 知 也

登別市議会議員 千 田 文 孝

登別市議会議員 井 野 正 臣

登別市議会議員 今 野 幹 大

登別市議会議員 佐々木 久美子

登別市議会会議規則の一部を改正する規則

登別市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<p>(緊急質問等)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、<u>同条第1項</u>の質問がその趣旨に反するとき、直ちに制止しなければなりません。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(緊急質問等)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、<u>第1項</u>の質問がその趣旨に反するとき、直ちに制止しなければなりません。</p> <p><u>(オンラインを活用した質問)</u></p> <p><u>第64条の2</u> 議員は、<u>第2条の規定により会議を欠席、遅刻又は早退する場合において、第63条第1項又は前条第1項の質問を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする</u>ことができる方法（以下「オンライン」という。）により行うことを希望するときは、<u>議長の許可を得てオンラインにより質問</u>することができます。</p> <p><u>2</u> 議員がオンラインにより質問する場合における<u>第52条第1項の規定の適用については、同項中「得たあと、登壇してしな</u>ければなりません。<u>ただし、質疑及び再質問等の簡易な事項については、自己の席又は、質問席で発言することができます」とあるの</u></p>

は、「得てしなければなりません」とします。

(準用規定)

第65条 (略)

別表 (第110条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
(略)			
全員協議会	(略)	(略)	(略)

名称	目的	構成員	招集権者
(略)			
全員協議会	(略)	(略)	(略)
登別市議会	議会人事における会交渉団体である2人座長		
会派交渉会	派間の協議又は調整以上を有する会派から選任された者		

備考 改正部分は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行します。